

## 収納事務・管理等調査に関する最終報告について

平成 29 年 3 月 30 日開催の議会全員協議会で報告いたしました収納事務・管理等調査結果書の別冊として「公金等保管状況調査報告」について、職員の処分等の内容を追記するとともに、昨年 12 月 22 日の議会全員協議会で報告いたしました「収納事務・管理等調査結果書(中間報告 3)」と併せて「収納事務・管理等調査結果書(最終報告)」としました。

主な追記事項の要点は下記のとおりです。

なお、「別紙 2-2 収納事務・管理等調査結果書(最終報告)」には、追記箇所に下線を引いています。

### 職員の処分について

観光商工課及び 9 課等から新たに金品類が発見された事実を元に、当該金品類について清算処理を怠るなど、不適切な事務処理を行った疑いのある職員の責任について、平成 29 年 4 月 20 日付で鎌倉市職員考査委員会に諮問したところ、同年 5 月 2 日付で答申を得ました。

答申においては、今回の諮問対象者については、いずれについても懲戒処分を相当とするとは言えないと判断されたところです。

職員の処分については、地方公務員法第 29 条第 1 項に規定する懲戒処分のほか、懲戒に至らない実質的制裁を備えない限りにおいて、任命権者の裁量に委ねられた行政措置処分があり、本市の場合には、訓戒、訓告、嚴重注意、注意のいずれかとしています。

今回の処分に対する基本的な考え方としては、不適切な事務処理について全庁を挙げて問題解決を図っている中、引き続き適切さに欠く行為を続けていたものであり、市としては、本事実を重く受け止め、公金等の保管に係る不適切な事務処理を行った市長部局の職員 6 名(次長級 1 名、課長級 4 名、事務職員 1 名)に対して、同年 5 月 12 日付で、行政措置処分である口頭訓告を行いました。